

もくじ

かみね史朗議員 一般質問・・・1
原田 完 議員 一般質問・・・7
前窪義由紀議員 一般質問・・・12
他会派の一般質問項目・・・・・・20

●京都府議会 2017年2月定例会一般質問が2月22日、23日、24日に行われ、日本共産党のかみね史朗議員、原田 完議員、前窪義由紀議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

2月定例会 一般質問

かみね史朗（日本共産党 京都市右京区）

2017年2月22日

障害者の尊厳と人権を守る対策について

【かみね】日本共産党のかみね史朗です。通告の諸点について知事並びに関係理事者に質問します。まず障害者問題について伺います。第一に、相模原事件と障害者の尊厳についてです。2016年7月26日に容疑者は、「障害者は生きる価値がない。重度障害者は安楽死させた方がいい」などと多数の障害者を殺傷するという大事件を引き起こしました。私は、障害を持つ仲間とともに活動している者の一人として、障害者の命と尊厳を踏みにじった容疑者の蛮行を断じて許すことはできません。

事件は、容疑者が優生思想に影響を受けて引き起こしたのではないかとされています。優生思想は、いうまでもなくナチスドイツが推定20万人もの障害者を殺戮し、ユダヤ人大虐殺を引き起こした考え方です。日本でも、1948年に制定した優生保護法に「不良な子孫の出生を防止する」ために優生手術を行うことを規定して、国が率先して国民に広めてきた考え方でした。この法律の下で、ハンセン病の患者や知的障害者、精神障害者などが強制断種させられました。優生保護法が廃止されたのは、つい20年前です。

この優生思想と地続きなのが、現代の格差社会です。新自由主義の下、市場原理や競争原理が強まり、生産性や経済性、効率などが人間の価値をはかるバロメーターになっています。競争を通じて人々の序列化が図られ、無意識のうちに人間の優劣が決まっていく。今回の事件は、現代の日本社会の問題点を映し出しているといってもいいのではないのでしょうか。

こうした優生思想や競争原理で人間の価値をはかる考え方をただしていくことが、この事件からくみ取るべき最大の課題ではないかと思えます。その羅針盤は、国連の障害者権利条約です。17条には、「すべて障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利を有する」とあります。そして、日本国憲法13条は、「すべて国民は個人として尊重される」と規定しています。京都府障害者権利条例の根拠となる考え方も国連の障害者権利条約と憲法13条にあります。この考え方を普及啓発することが今非常に大切になっていると考えます。

そこでお伺いします。知事は、今回の相模原事件をどのように考え、どのような課題を認識されていますか、お答えください。

さて、京都府障害者権利条例の平成27年度の施行状況まとめのなかで、「家族間や近所でのトラブル、公共の場での障害のある人に対する対応など、障害のある人への社会の理解不足や無知が遠因となっていると思われる相談も」あったとして、条例普及の広報や心のバリアフリーサポーター養成講座に取り組んでいることが報告されていますが、国連の障害者権利条約や憲法13条で謳われた障害者の尊厳や

人権についてどのように伝えているのでしょうか。そして今後どのように府民的規模で伝えていくのか明らかにしてください。

障害者が 65 歳以降も無料で必要なサービスを受けられるように

障害者問題の第二は、障害者が 65 歳になった時の介護保険優先原則の問題です。私は、昨年 2 月府議会でこの問題を取り上げました。障害者総合支援法の第 7 条、介護保険制度優先の原則によって、住民税非課税世帯の障害者が障害福祉サービスを無料で利用してきたのに、65 歳になるとたんに、介護保険サービスに移行させられ、1 割負担の利用料徴収を強いられ、サービスや利用時間が削られる問題です。障害者の尊厳を傷つけ、生活を侵害する重大問題だと考えます。

私は、質問で右京区に住む体幹機能障害の手帳 2 級をもつ男性 A さんが、「65 歳になってなんで有料になり、サービスがへらされるのか。納得できない」と訴え、介護給付費等の支給決定に係る処分を不服として、京都府知事に審査請求を行ったことを紹介しました。

この A さんの審査請求に対し、知事は昨年 11 月 9 日、「請求人の主張は理由がないもの及び不適当なもの」として、請求を却下しました。この裁決は、介護保険優先原則を前提として障害者のサービスが切り捨てられ、負担増で生活が侵害されている現実を当然視するものであるといわなければならないと思いますが、いかがですか。

いま全国で障害者の尊厳を守るために、介護保険優先原則の廃止を求める運動が発展し、裁判に訴える人も相次いでいます。こうした中で政府は、昨年 5 月障害者総合支援法の改正を成立させましたが、今回の法改正は、障害が重いほど負担が重くなる応益負担の原則を温存するとともに、介護保険優先問題では、65 歳を迎える一部の障害者に平成 30 年度から介護保険の利用料を軽減するとしていますが、介護保険を使うことが前提となっており、これまで以上に優先原則を徹底・強化していくものに他なりません。

知事は昨年 2 月の答弁で、「介護保険対象となった瞬間に一律 1 割の自己負担が発生するという仕組みは、確かに障害者の方からすれば問題がある」としながら、介護を受ける方との公平性もあり、障害者総合支援法の改正の中で、低所得者対策の充実を求めていくという姿勢を示しました。結果として、知事の要望が反映したものとなりましたが、障害者のみなさんはまったく納得されていません。障害があり、市町村民税非課税であれば、生活に必要なサービスは生涯にわたり無料でうけられるように改善すべきであります。介護保険制度もその観点から抜本的に改善すべきではないでしょうか。

そこで伺いますが、障害を持つ人々の尊厳を守り、安心して暮らせる社会を実現するため、介護保険優先原則の廃止を国に強く求めるべきであり、京都府独自対策として、市町村民税非課税の障害者が 65 歳になってもそれ以前と変わらないサービスを無料で受けられるように制度化すべきであります。いかがですか、お答えください。

視覚障害者が安心して暮らしていくための環境整備を

障害者問題の第三は、視覚障害者が安心して暮らしていくための環境整備の問題です。私は、この間、視覚障害者のみなさんと懇談する機会がありました。この中で強く訴えられたのは、交通問題です。視覚障害者が電車のホームから転落して亡くなる悲惨な事故が相次いでいます。私がお会いした視覚障害者の方は、過去に 2 回ホームから転落したことがある、幸いけがだけで済んだが、仲間の半数以上が転落の経験を持っていると話され、大変驚きました。

こうした中で、視覚障害者のみなさんの団体である京都府視覚障害者協会は、昨年、京都府内の交通事業者に対し、可動式ホーム柵の設置を求める緊急要望書を提出され、各事業者と懇談されました。各事業者とも努力する旨回答されたそうですが、早期整備に向けて計画的な取り組みが強く求められます。

そこで、お伺いしますが、本府としても、視覚障害者のみなさんや住民の命と安全を確保するため、府内の交通事業者に対し、可動式ホーム柵の早期整備を働きかけるべきです。そして、ホーム柵設置までの間は、安全確保のためホームへの駅員の配置を要望するよう求めます。いかがですか。

もう一つの問題は、ガイドヘルパーの制度改善についてです。同行援護制度と呼ばれ、視覚障害者のみなさんが買い物や通院をはじめ、散歩やレクリエーション、サークル活度など社会生活に必要な活動に参加する際にヘルパーさんが同行して介助する制度で、大変喜ばれています。財源は、国が半額、本府が25%、市町村が25%負担し、運営は京都府視覚障害者協会が行っています。視覚障害者のみなさんの生活状況に応じて、一月に16時間、32時間、48時間、64時間の利用を事業者と契約し、その時間内であれば無料でガイドヘルパーを利用できます。

改善の要望が出ているのは、オーバーすれば全額自己負担となる点です。様々なクラブ活動に参加していれば契約の時間が伸びることもありますし、視覚障害者福祉協会の活動の関係で京都市内から京都府北部地域に行かなければならない時には時間をオーバーしてしまいます。そこで視覚障害者のみなさんからは、時間を絞らずにもっと広く対象を認め、無料で最大限利用できるようにしてほしいということです。本府としても、視覚障害者のみなさんの社会参加を一層促進するために、ガイドヘルパーの事業の拡充を国に働きかけるとともに、府独自にできる改善策を具体化すべきです。いかがですか、お答えください。

【山田知事・答弁】 障害者問題についてでありますけれども、昨年、相模原市の障害者支援施設で起きた殺傷事件は、余りにも衝撃的な事件でありました。改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に合われた方々、また、その家族の方々にも心よりお見舞いを申し上げたいと思います。私はこの事件は決して異常な事件としてかたづけるだけのものではないという風に感じています。今も民族問題、宗教問題、イデオロギー問題などあらゆる場面で意見の対立が争いに発展し暴力的な解決さえ問わないという風潮があります。議員はナチスの問題を取り上げられましたけれども、障害者の優生的な面だけではなくて、あの拉致の問題は民族的な問題として、ユダヤ人に対する殺戮が繰り返されました。その後の民族的な問題ではクチ族とフチ族の問題が起き、宗教的な問題ではこれも古くから多くの人々が人権を迫害され、そして今もアイエスによって奴隷状態に置かれているような人が出てくる。さらにイデオロギー問題でも、スターリンの虐殺ですとか、ポルポト派のキリングフィールド、こうした問題がこういうイデオロギーや民族や宗教を背景に盾に今も行われている現状があるということ、私たちは強くもう一度確認しなければなりませんし、そしてその中で、今もそうした風潮が弱まるどころか、逆に強まってきているのではないかということに対して、我々はもう一度みんなで確認してそれに立ち向かっていかなければならない現代にあるというふうに思っております。そしてこうした問題は、国連の障害者権利条約や日本国憲法にとどまらず、第二次世界大戦後の1948年国際連合によって採択された世界人権宣言にもあるように、全ての人は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であるという人権思想の根幹にかかわるものであります。人権の世紀と言われる21世紀、これは私どもは、人権・文化を輝かせる時代だと思っております。京都府では京都府人権教育啓発推進計画において、この普遍的文化の構築を掲げ、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等さまざまなメディアを活用して広報致しますとともに、5月の憲法週間、8月の人権強調月間、12月の人権週間に集中的かつ重点的に啓発活動をおこなっております。さらに、京都ヒューマンフェスタ、人権フォーラム等の開催を通じまして、障害者問題を含め人権尊重に関する社会的気運の醸成を図っているところでございます。そして、障害があろうとなかろうと、一人ひとりが個性を尊重し尊厳を守るということは人間としての根幹であるという思いで、『京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例』をまさに府議会の皆様のお力も得て制定をしたところでありまして、現在、パンフレットやチラシにより広く府民への周知啓発を行っております。

今年の予算におきましても、こうした共生社会をつくり上げることを目標に今議会にお願いしているところでありまして、この中で障害のある人もない人も共生できる社会をしっかりとつくり上げるということを宣言し、さらに人権が尊重される共生社会の実現へ努めていきたいと考えているところであります。

【健康福祉部長・答弁】 65歳以上の障害のある方の介護保険優先原則についてですが、障害者総合支援法では、介護保険対象者から利用申請があった場合に、就労支援等の障害者福祉固有のサービスを利用する場合を除き、原則として介護保険からの給付が優先されることとされています。これは、自助・共

助・公助の考え方に基づいて、まずは社会保障制度である介護保険制度を優先させるという法律の考え方と承知しております。しかしながら、一律に介護保険のみに切り替えることは適当ではなく、個別のケースに応じて対応することが必要であることから、障害福祉サービスの具体的な利用移行等を聞き取り判断すること、また、介護保険サービスの支給量、内容では十分なサービスを受けられない場合にはさらなる障害福祉サービスの利用が可能であること等をこれまでから、こうした趣旨を、支給決定を行う市町村に対して徹底しているところです。なお、ご指摘の審査請求事案につきましては、こうしたことをふまえて判断したものでございます。

また、国に対しては 65 歳になった際の利用者負担の増加等、障害者の年代を通じた公平性、とりわけ低所得者対策の一層の充実、制度の見直しを知事会を通じて求めてきたところです。こうした結果、昨年 5 月に改正されました障害者総合支援法では、高齢の障害のある方が、介護保険サービスを円滑に利用できるよう 65 歳になるまでの長期間にわたり障害福祉サービスを利用されている方に対し、介護保険の利用者負担が軽減される仕組みが導入されたところであります。この負担軽減策の具体的な要件については今後、政令で定められることとされており、高齢の障害のある方が安心して必要なサービスができることにつながるよう、国に対して意見を述べていきたいと考えております。

次に視覚障害者に対するガイドヘルパー制度についてであります。全国的に一定の水準で実施されるべきとの国の審議会での意見もふまえ法律が改正され、平成 23 年から同行援護という法定サービスとして位置づけられたところでございます。これまでから京都府では、ガイドヘルパーの養成研修をおこない、有資格者の増加に努めているところでございますが、公共交通機関の混雑状況等により同行時間が定まらず、活動時間が不安定で賃金が十分でないこと、また、ガイドヘルパーの登録者が不足しているため利用者のニーズに十分答えられていないことなど、課題もあるところです。ガイドヘルパーの処遇等につきましては、障害者の給付制度で措置されるべきものであり、国に対してはこれまでから給付制度の財源確保を要望してまいりました。また、京都府では、視覚障害者の方が安心して同行援護を利用できるよう、来年度から大学との連携等によるガイドヘルパーの研修の充実を図るとともに、登録者を増やすための方策について関係団体と協議していくこととしています。さらに、北部地域の中途失明者等の生活訓練等を充実する観点から、生活訓練や相談に対応できる相談員を新たに配置するための関係予算を今議会にお願いしているところでございます。

【建設交通部長・答弁】 駅ホームの安全対策についてですが、現在、国の方針では、可動式ホーム柵いわゆるホームドアにつきましては、利用者 10 万人以上の駅を優先的に、また、内方線付き点字ブロックにつきましては、1 万人以上の駅を優先に整備をしていくということとしておりまして、京都府にもこれをもとに推進をしているところでございます。

府内全 237 駅の内、ホームドアを優先的に整備するとされた利用者 10 万人以上の駅につきまして、地下鉄の京都駅、烏丸御池駅だけではなく、さらに基幹的な駅を中心に約 20 駅が設置済みであります。その他、内方線付き点字ブロックの転落防止対策を実施するとされた 1 万人以上の 71 駅の内、現在 58 駅が整備済みで残る 13 駅も平成 30 年度までに整備を予定しているという状況でございます。しかしながら、単にハード整備だけで事故を防止することは時間がかかるということでございますので、ソフト面での取り組みを両輪として進めていくことが必要というふうに考えております。鉄道事業者の方では、駅員による積極的な声かけや誘導案内、利用者に対するポスターの掲示や車内アナウンス等の啓発活動、観光シーズンには駅要員等の増員配置や臨時改札口の設置といった強化策を実施しているところでございます。安全確保のためのホームへの駅員の配置につきましては、各鉄道事業者とも事前に連絡を受ければサポートするという駅員を派遣する対応を行っているところでありまして、そういったサービスの周知にも努めているところでございます。今後とも、障害者の方を含む利用者みなさんが安心して駅を利用していただけるように府としても国、市町村と連携をしてこうした取り組みが進むように支援をしてまいりたいと考えております。

【かみね・再質問】 相模原事件の教訓は、本当に重いものがあるというふうに思います。知事からもご

答弁いただきましたが、国民の基本的な人権を守っていくことをはじめとして、障害者の尊厳と人権を守るために不断の努力を行っていくように、このことは強く求めておきたいというふうに思います。

再質問は障害者の 65 歳問題についてさせていただきたいと思います。今部長から、国の障害者総合支援法の改正の中で、負担軽減が検討されているので要望していききたいという答弁がありました。今検討されているのは、最重度の障害を持つ方についての負担軽減ということでありまして、ごく一部の障害者の方が対象になるということでもあります。障害の程度が重ければ重いほど負担が重くなる、いわば応益負担の原則をさらに 65 歳になったら徹底をしていくという方向ですので、これでは障害を持つ方の人権を守ることができませんので、国に対しては、やはり 65 歳になるまでと同様に、必要なサービスは無料で受けられるようにすべきだということを強く求めていただきたいし、そういう立場で京都府としてですね、独自対策を検討していくべきだというふうに思います。再度、ご答弁をお願いしたいと思います。

【健康福祉部長・再答弁】加味根議員の再質問にお答えさせていただきます。先ほどもご答弁させていただきましたとおり、一律に介護保険のみに切り替えることが適当ではなく、個別のケースに応じて対応することが必要であるというふうに考えております。こうしたことから、これまでから障害者サービスの具体的な利用意向を、障害者の方に丁寧に聞きとり判断すること、また介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、さらなる障害福祉サービスの利用が可能であることを、支給決定を行う市町村に対して徹底しているところでございます。またあわせて、国に対しても、制度改正の見直しについて要望させていただいているところでございます。今後とも、高齢者の方々、障害者の方々がしっかりサービスを受けられるように、私どもとしては取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【かみね・指摘要望】

私の周りの障害者を持つ仲間も、65 歳になって介護保険に切り替えられ、重い負担に苦しんでいますし、サービスが打ち切られるということで、ぜひ改善をしてほしいという声を上げています。やはり、65 歳になってからも、これまでどおりの必要なサービスを無料で受けられるような、そんな制度の改正が必要ですし、そのことを強く国に求めていただきたいし、京都府独自の対策としてもですね、検討していただくよう、再度求めて次の質問に移りたいと思います。

介護人材の確保と労働条件の改善について

——希望の持てる介護職場へ、毎年給与がアップする仕組みづくりを

【かみね】次に、介護人材の確保と労働条件の改善について質問します。私は、この間、特別養護老人ホームや老人保健施設、介護事業所を訪問させていただきましたが、どこでも人材が足りない、募集しても来てもらえないという声が共通しており、その深刻さを実感いたしました。

この中で、驚かされたのが、ある老健施設の例です。認知症病棟を含む 50 名のお年寄りを 20 人余りの職員で 24 時間介護しています。3 年目で 20 歳代の正規職員 A さんにお話をお伺いしましたが、A さんより先輩の人はたった 4 人しかいないそうです。この 3 年の間に 10 人近くも退職したため、3 年目でリーダーを務めざるを得なくなっています。

常時人手が足りないため、募集しますが、まったく来てくれないため、人材派遣に頼らざるを得なくなっています。しかし派遣で来てくれる人は無資格者ばかりで、未経験の人もたくさんおられます。3 か月契約で派遣され、研修する余裕もなく、当初は簡単な仕事に限られ、10 日で辞める人などまったく長続きしません。

このため、しわ寄せは正規職員にいき、ますます過重労働となっています。3 年目の A さんは、2 交代で夕方 4 時半から翌日朝 9 時 15 分までなど 18 時間勤務を月に 6 回、夜勤を 12 日間もしています。3 年間で有給休暇は一日も取れていないと言います。しかも、介護労働自体が厳しいものがあります。骨折手術をして入所してくる認知症のお年寄りが多く、再び骨折しないようにベットを降りようとする

とセンサーが鳴るシステムにしていますが、夜間に鳴ることはしょっちゅうで、その都度走って駆けつけ介助をします。重なることもしばしばです。リスクのある人にはずっと付き添わなければなりません。

介護人材の不足と過酷とも思える働き方は、この老健施設だけの話ではなく、多くの介護施設で共通する話だと聞いています。こうした事態はこれ以上放置できないのではないのでしょうか。本府として、どのように受け止めておられますか、お伺いします。

なぜ、こんなに人材不足が深刻なのか。Aさんの職場では、やめていく人の理由は、「夜勤が大変」「給料が安い」そして「先が見えない」「将来性がない」ということです。

Aさんの場合、3年目の若者ですが、基本給17万円、夜勤手当5回で3万円、合わせても手取りで20万円ありません。本人も賃金の安さに不満が大きいと言っていますが、それ以上に不安を感じているのが、給料が上がっていかないことです。法人から定期昇給を2000円切下げると通告してきたそうです。毎月2000円下がると年間2万4千円、10年間で24万円違ってきます。

このような介護職員の給与の安さと将来性のなさは、Aさんの職場だけの話ではありません。ある介護職場に働くチーフの方の話を伺いましたが、平成13年に正規雇用となった時の12月分の本俸は23万3200円でした。それから15年後の本俸は逆に22万3500円と9700円も下がっています。賞与月数も4.5か月から3.0月に減っています。多くの介護職場では、本俸があがらない、上がってもわずか、資格や職務手当をつけて差をつけるところが大半です。これでは、将来に希望がもてないのは当然ではないのでしょうか。

なぜ、こういうことになるのかといえば、介護事業所への介護報酬が下げられ、要支援のお年寄りに対する総合事業でさらに報酬単価が下げられようとしており、介護事業所として職員の給与をあげたくても上げられない構造的な問題があるからです。そのため、少なくない介護事業所の経営が大変な危機に直面しています。府南部のある小規模介護事業所の経営者の方の話を先日伺いましたが、昨年の介護報酬の削減と介護度の重いお年寄りが亡くなったことが重なり、赤字に落ち込み苦しんでいると聞きました。

こうした介護人材の慢性的不足と介護事業の経営困難を作り出したのは、安倍内閣が介護報酬など社会保障の義務的経費が増えていくことを敵視し、削減を当然のように推し進めてきた結果です。社会保障費の自然増のカットは4年間で3兆3千億円にもものぼります。同じ時期に4兆円も法人税を減税しているのですから、財源がないではありません。社会保障費の自然増を敵視する考え方は即刻改めるべきです。どうお考えですか。知事のお考えをお聞かせ下さい。また、本府として、強力に国に対し介護職員の賃金大幅引き上げと介護事業所の報酬単価の引き上げを働き掛けるべきです。いかがですか。

同時に、本府の介護人材確保対策についてです。本府は、福祉を若者が魅力を感じ、就職したいと思える業界にするために、『きょうと福祉人材育成認証制度』を創設して取り組みを進めていますが、給与の面では給与表の職員への周知をすすめるだけとなっています。将来に希望を持って働けるようにするためには、給与が毎年昇給するようにしていく必要があります。府として支援すべきです。

今、府議会には、介護に携わるみなさんを中心に介護職員の給与引き上げのために府独自の支援を求めて請願が提出されると聞いています。かつて蜷川府政のもとで、民間社会福祉施設職員の給与改善のために、福祉事業者団体と相談し、毎年昇給していける独自の給与体系を設定し、この制度を実施していくための財政支援を行いました。今こそ、このような介護職員の給与引き上げを支援する府独自対策を実施すべきではないのでしょうか。いかがですか、お答えください。

【健康福祉部長】 介護人材確保と労働条件の改善についてでございますが、高齢化の進行に伴い、福祉職場への需要が増加する一方で、変則勤務や賃金への不満などにより、就職先として敬遠され、介護福祉を担う人材確保が困難となる中、その確保・定着対策を積極的に進めるとともに、事業省の勤務環境の改善を図ることが重要でございます。京都府ではこれまでから、介護福祉人材に係る相談から就労、定着までを支援する介護福祉人材総合支援センターや、京都ジョブパークの福祉人材コーナーにおいて、人材の掘り起こしや確保・定着を積極的に推進してきております。また、京都福祉人材育成認証制度により、職員のキャリアパスと連動した給与制度の設計や、休暇の取得の促進など、勤務環境改善に向け

た支援を実施してきたところです。これらの取り組みにより、平成 24 年度からの 3 年間で、6707 人の人材を確保。また 27 年度から 3 年間で新たに、7000 人の確保・定着を目標とし、27 年度では 2384 人を確保するなど、成果を上げているところです。社会保障についてであります。医療保険や介護保険などの制度は、府民の生活を守る大切なインフラであり、いかに安定的に制度として次の世代に引き継いでいけるかが大きな課題であります。そのような中で、国の平成 29 年度社会保障関係予算につきましては、社会保障費の自然増をふまえつつ、持続可能な社会保障制度を構築する観点から制度見直しが行われた結果、約 32 兆 5000 億円と、対前年約 5000 億円の増にとどめたところでございます。介護職員の賃金等の処遇につきましては、利用料、保険料、および国・府・市町村の税で賄われている介護保険の仕組みの中で措置されるべきものであり、その財源確保については、これまでから強く国に求めてきました。あわせて、介護職員の賃金改善につながる処遇改善が行われるよう、継続して国へ要望を行った結果、1 年前倒して 29 年度から、新たに月額平均 1 万円相当の処遇改善加算が実施されることになったところです。こうした国への働き掛けはもとより、これまでからの取り組みに加えまして、福祉の星事業として、福祉業界のイメージアップや事業所での処遇改善加算の取得に取り組む事業に係る予算を、今議会においてお願いしているところです。引き続き、介護人材の確保・定着と、事業所の環境改善に努めてまいります。

【かみね・再質問】 答弁を頂きましたけれども、介護現場でやめざるを得なかった方々の思いに共通しているのは、やはり給料が安いっていうことはもちろんですし、将来、本当に希望が持てる職場ではないという、そんな声が多く出されているということでもあります。ここにしっかり寄り添いながら、解決をしていく対策が必要です。そのためにはやはり、毎年給料が上がって行くそういう仕組みを、介護保険の枠内ではなく別建てで、しっかり作っていくということが必要ですし、また京都府独自の支援対策も検討していくべきだというふうに、あらためて強く思っているところです。そのような検討をするように強く求めて、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴、まことにありがとうございました。

2 月定例会 一般質問

原田 完 (日本共産党 京都市中京区)

2017 年 2 月 23 日

重要な役割を果たしている中小企業会館は閉館ではなく存続を

【原田完議員】 日本共産党の原田完です。知事並びに関係理事者に質問します。

まず、京都経済センター建設と中小企業会館に関わって質問いたします。

今建設がされている京都経済センターは、交流と協働の促進、府内の中小企業団体・経済団体・支援機能等の集積を図り、京都産業全体を俯瞰した施策の検討・立案・検証、中小企業の育成、企業の成長ステージに応じて伴走支援、産学公連携の推進等と個々の企業活動支援とされています。

一方、中小企業会館は、入居基準において府内中小企業又は中小企業団体の指導にあたる団体・府内業界団体・企業の振興指導に活発に取り組む団体、中小企業の振興発展に寄与する中小企業団体としています。

中小企業会館は、府下の中小企業者・団体等に呼びかけ、建設募金を集めて、自らの寄りどころ・砦として建設されました。私も 20 歳台の若かりし頃、業者団体の事務局として「業者一人ひとりが瓦 1 枚持ち寄って建設を」と募金の呼びかけ、中小業者の自らの要求として取り組みました。

京都府商工団体連合会・民主商工会は、中小企業団体中央会について 2 番目に多くの募金を集め寄付をした記憶がありますが、京都府内中小企業者の熱意と創意で中小企業会館が建設されました。

建設工事は地元建設業者・地元業界の振興対策として、すべて府内の業者を指名。これは全国で例のないことで、これを契機に業界が結束を固め、地元の繁栄と自覚になることが期待されました。

中小企業会館は、府内中小企業の組織の強化と振興発展に寄与するという行政目的を達成するため、完成後会館の管理は中小企業団体の出捐金と京都府の出捐金で設立した中小企業センターにゆだねられ

た経過があります。

京都経済センターと中小企業会館の建設目的には、会館の性格の違い、存立の違いがあります。

中小企業会館は業者、業界団体の団結と業者同士間の連帯で、厳しい経営環境に立ち向かう砦として、府内の中小企業の組織の強化と振興発展に寄与するという行政目的で建設され、今日もその機能は発揮されています。現在も多くの中企業団体が組合事務所を設け中小企業振興に奮闘されています。尚且つ、会館利用は会議や研修会、講習会等々積極的に活用され、毎年の決算状況も黒字と中小企業施策振興に大いに寄与しています。

府は経済環境の変化に対応として、経済センターは八つの機能を掲げ、大企業を含め個々の企業の経営支援を柱としています。

中小企業会館の役割は厳然と現在も強く求められており、この果たしている役割・性格、経済センターとの違いを全く顧みず京都府中小企業会館閉館では、会館建設で汗水を垂らして努力を行ってきた府民に対して背信行為であり、この間、全く整合性のある説明がなされていません。

現在も中小業者の要求に基づいた活動をし、中小企業会館に事務所を構えている「財政基盤の弱い」協同組合等の話を伺うと、当初示されていた2倍から3倍の高い賃料の経済センターには移れない。閉館ということになれば民間で事務所を探さざるを得ないと深刻な思いでいます。できれば現状で中小企業会館に残りたいという思いを吐露されています。

会館管理の中小企業センターはベンチマークレポートにおいても高い評価の財団です。閉館の理由として老朽化・耐震性の問題が言われたが、この耐震性についても入居団体が耐震工事専門企業に委託した、独自調査では耐震施工で十分に活用ができること。さらにその費用も京都府が示している費用よりも大幅に軽減できるとの調査報告があります。中小企業センターは経営努力と節約、入居団体の協力によって、財産積立金は4億円を超える簿価財産が有り、これを活用すれば府の負担は大きく軽減ができることは明らかです。

そこで伺います。中小企業会館の利用状況は中小企業関係者を中心に十分に活用されており、更に地域の各種団体等々の住民の皆さんも活用され、行政目的・機能を果たしています。中小企業者及び中小企業団体の振興発展に寄与すると同時に、多くの府民が利用できる施設として閉館計画を撤回し京都府内中小企業団体の活用、府民生活に資する会館存続をすべきではないか。

当初言われていた耐震問題でも、基礎構造は強固な鉄骨鉄筋コンクリート造りであり、専門家が京都府の診断資料を基に再検討をしたら、コストを抑えた工事で十分に対応できるという報告があり、府有資産として「有用」で十分な価値ある建物・中小企業会館として、存続を図るべきではありませんか。

経済センターへの移行にかかわって、中小企業センターの自主性を守れ

【原田】今回の経済センター建設に関わって、行政関与に疑義を感じるものがあります。京都府は当初「京都府」と中小企業センターの名前が併記されており、府の所有とみんなが思っていました。しかも、中小企業センター理事会において、まったく具体的な資金計画や事業計画が検討された形跡がない、契約段階に入っていない中で銀行が支払い保証を行うと言い、理事会で当時の商工部長は京都府が財政的保証はするので、センターや理事にはご迷惑をかけることはないと言明し、府が財政的責任を持つとしています。理事会で中小企業センターが経済センターの区分所有者とすることも、その経緯も理事のほとんどの皆さんは理解されていない、経済センター建設を急ぐ経済団体の要求を優先し、中小企業センターを京都府が利用したのではないかとの疑念を持つのは当然の流れです。

資金計画もないまま、区分所有を中小企業センターにさせるという指導を行った府の責任、当然のこととして資金繰りは責任をもつというセンターの議事録に記載されている発言、混乱を持ち込んだ区分所有問題、結果として区分所有を含めた契約成立、その責任は全うする責務が府にあります。

2月8日からの入居募集と説明会が開始日前日の夕方に中止され、京都府が当初募集要項作りから、賃料の決定、募集実務、入居者選定しかも申込書は山田知事宛というものでした。昨年2月までは京都府・中小企業センターとなっていたが、5月のセンター理事会で区分所有者は中小企業センター単独となり、京都府の名前が消え、区分所有者でない京都府が募集に関わる全てを行なう不正常的な事態が明らか

かになりました。

中小企業会館の果たした役割、重要性への認識と経済センターへの移行は中小企業会館の役割を引き継ぐものとして、センター理事会に本府の賃貸契約等の方針の押し付けなどないようすべきであり、ゼロベースでセンター理事会が募集要項も賃貸条件等も決めるべきと思うがいかがですか。

経済センターの区分所有で生じる債務の問題での責任持った中小企業センターへの援助、中小企業団体の育成という支援を継続して行く決意をお聞かせください。

【山田知事・答弁】 原田議員のご質問にお答えいたします。

中小企業が直面する課題が複雑・多様化する中で、中小企業の支援をしっかりと行っていくためには、オール京都の力が結集する必要があると私どもは思っております。その中で、経済センターは別に個々の企業を応援するものではなくて、整備事業概要に書いてありますように、府内の中小企業団体、経済団体、支援機能の集積を図ることによって、そこで新たな交流と共同を促進し、ネットワークの創出や産学公連携、公私交流等ですね、次の時代を目指すというふうに書いてありますので、個々の企業ということではなくて、皆が集まってその中でさらにいいものを目指そうというのがこのセンターの役割でありますので、その点は十分にこの整備事業概要を見ていただけたらありがたいと思います。そしてその中で、例えば伝統産業の機能を持たせるとか、さらに人材育成支援を行うとか、中小企業のために行う様々な総合的な施策がこの経済センターで行われる。それによってこれから京都の経済というのが、中小企業のために大きな機能を果たすことができるというのが経済センターであります。私はやっぱり、中小企業の新しいモデルとなった京都試作センターも、これもオムロン、島津製作所など大きな企業が出資し、支えてくれております。これはまさに京都の良さでありまして、こうした体制を経済センターで作り上げるということで、4つの重点機能を有する総合センターとして発足し、中小企業会館は、これは経済センターへ機能移転し閉館することが、この議会でも何度も申し上げてきたところでありまして、今後会館については、貴重な府有財産として活用のあり方は検討してまいりたいと思っております。

その中で、府のこれからの関わり方でありまして、これは中小企業センターと私ども一体となって経済センターへの機能移転進めてまいりました。入居者の募集要項や賃貸条件の設定については、これは中小企業センターが行いますけれども、これは私どもの支援とか、私どものものをいらないということはないと思います。まさに私どもが支援をしていかなければ、中小企業団体の皆さん、なかなか十分な支援を受けられない状況だと思っております。たぶんそれは、原田議員も同じだと思っております。まさに京都府が全面に出て来いと、京都府ももっと頑張れということで、励ましをいただいているんだというふうに思っております。その点から申しますと、私どもがまさにこうした中で中小企業センターと一体となって様々なことをやっていく。しかしながら我々支援をしていくときは、当然税金を使わせていただくわけですから、客観的・中立的・公平な条件というのをお示ししていかなければ、これはなりませんし、その支出については、これは議会でチェックをしてもらわなければならないということでもありますので、まさにそうした視点で、区分所有の最後の援助についても、従って府が行うのが筋、そしてそれについては、当然中小企業センターにもものを持っていかなければならないのも筋だということを申し上げたところであります。

【原田・指摘要望】 ご答弁いただきました。しかし、経済センターの支援をと言いながら、同時に中小企業会館の果たしている役割については、先程のご答弁ではほとんど触れていただけなかったというふうに思っております。貴重な財産をどう生かしていくのか、このことが問われている課題でもあります。同時に、この間、中小企業会館、経済センターに関わって代表質問で、知事は「府が最終的に所有が筋」と答弁をし、我が会派の西脇議員には入居募集はセンターから要請され、府が行ったと言い放ちました。理事会議事録センターとの委託契約もなく、区分所有者でない京都府山田知事名での募集に私どもの指摘で、前代未聞の案内済みの募集行為を中止した。これが事実であり、知事ならば品格と、しっかり誠実な答弁をいただきたいと思っております。先ほども、明らかにした経緯は区分所有から突然京都府の名前が

消える、今度は最終的には府が所有と全く一貫性がなく、この姿勢は府のご都合主義きわまりないと言わなければならないと思います。中小企業センターにも、理事の皆さんにも全く失礼な発言です。中小企業会館の果たしてきた役割、その重要性は京都の中小企業施策推進にとって欠く事の出来ない役割をしっかりと受け止め、中小企業会館の存続を含め、会館の意義を受けとめ、将来にわたって守り発展させること、経済センターでも引き継ぐ事を求めて次の質問に移ります。

暫定登録文化財制度を契機に、文化財修復技術継承と後継者育成へ本腰を

【原田】次に文化財修復に関わって何点かお伺いします。

文化庁の文化財修復予算は、補正予算を含め1.5倍を超えているが、京都府は文化財修復の新たな申請や補助金獲得がなされていないと思うが、どのような状況なのでしょう。日光三社寺を中心とする予算と、文化財集積の高い京都府の予算がほぼ同額というのはどう見ているのでしょうか。修復を待っている寺社仏閣、国宝重文での要望があると思うが、京都府の補助金獲得へどの様な努力なされたのでしょうか。

暫定登録文化財制度は、未指定文化財を把握して、将来指定の可能性が有るものについての、修復工事等への助成となっています。また同時に、文化財修復の伝統技術の伝承と仕事量の確保で、修復事業への参画の機会を確保する、作るということを、あわせて実現させるための取り組みが必要です。

文化財修復事業については、京都府教育委員会文化財保護課の重要文化財建造物保存修理工事入札参加資格名簿登載者で、国宝・重文等の修復事業を行うことになっております。新たな名簿登載者が増えています。抜本的な企業・技術者の育成・増加には至っていません。文化財修復職人・技術者の養成は急務の課題として、今回の未指定文化財の修復をきっかけにするべきと思います。これまでから、建築板金や土壁の竹組・木舞などは、重要な技術でありながら、工務店等の下請けで表に出ない仕事です。各工事での技術の認定、検証、見直し、評価が課題となるのではないのでしょうか。

そこで伺います。今回の未指定文化財の修復・保護は、暫定登録文化財となる未指定文化財をどの範囲で対象としてみなしていくのか、またその修復等への助成はどのような内容で実施するのかが求められます。建造物等の登録文化財の設計・監理には補助金の基準があるが、今回の暫定登録文化財は条例で指定されますが、どの範囲まで対象となるのか。登録文化財の修復等への助成を含め、どのような支援を行うのかお答えください。

また、同業組合等で修復事業者指定を求める声もあります。団体内に相当の技術者、事業推進管理の技術者を有すれば、門戸を開くことも検討課題になるのではないのでしょうか。認定にあたって一定基準の設定で可能になるのではないですか。すぐには難しい課題があっても、若手後継者育成の参加の門戸を開くきっかけとなるよう、制度整備を行うことが必要ではないのでしょうか。

同時に、この間の議会答弁で、債務負担行為と文化財修復事業の複数年契約について実施すると答弁がなされているが、契約の簡素化、修復事業の継続性を担保する上で、毎年文化庁の補助決定に基づき実施されるものですが、復数年の継続的修復になるものについて新年度から実施していくのか。その方向性はどうか。

漁業振興へ、定置網更新への助成制度、浜ごとの活力再生プランを

【原田】次に、漁業に関わって質問します。9月議会の答弁で、定置網は消耗品となっています。事業継続のうえで根幹の設備であるにも拘らず、一般的な漁網と同一視して、更新や修繕は経営体任せとなっています。漁船については、設備施設としてリース等で助成はなるが、漁網は助成の対象にはならないとの答弁がありました。

定置網漁の最も大きな投資となる定置網の更新時に、数億円単位で費用がかかり、定置網漁業の操業を維持していくうえで、経営体ではたいへん大きな負担となっています。

私は1月25日、東京に出向き水産庁のヒアリングを行ってきました。定置網や漁業の活性化について聞いてきました。税務署の定置網の「3年償却」は、定置網漁にとっては大きな負担であり、改善の検

討を要請してきました。漁網の税務署の償却年数については早急な改善は難しいが、水産庁対応の漁業近代化資金は、従来7年の償還を、10年に延ばす改善を図り、政府系金融機関も、定置網の返済期間を実態に即して15年に延長したとの報告がありました。定置網は毎年修繕をしっかり行えば、10年程度は十分に使用できるという、実態に即しての改善が図られていました。

京都で、定置網漁は中心的な漁です。他府県では、高知県、山口県、沖縄県で消滅していた定置網漁を復活させており、漁網を含めて行政が補助金で復活を支援しています。

京都でも浜の活力再生プランが、広域計画として、定置、底引き、釣り・延縄と作成されていますが、水産庁からは、なぜ旧漁協単位、浜単位での活力再生プランがなされていないのかと言われました。浜ごとの地域経済への振興、住み続けられる事業展開、観光等への寄与等々、当然あらゆる面から検討が深められるべきものです。

しかし、浜の活力再生プランは魚価対策を中心とした内容となっています。漁業者の意見を伺うと、漁網の耐用年数の延長で消耗品でなく設備として評価すること、定置網設置への助成制度を求める声は大きく私どもに寄せられています。

そこで伺います。定置網の経営体は一律ではないが、定置網の修理に毎年数千万円規模の費用が必要であり、水揚げが伸びている所もあるが、漁獲量の減少、魚価の低迷と厳しい経営環境にある定置網では、老朽化した漁網で破網事故を心配しながら操業されているとの話も聞きます。

漁船には国の制度で半分の助成を受けたリース制度があるが、定置網や敷設への費用助成はなく、漁業近代化資金や日本政策金融公庫等の融資制度の支援のみです。京都の漁業の焦眉の課題であり、定置をはじめ漁業への支援を、他県の事例を研究し実施することが必要ではありませんか。

また水産庁も、定置網は、融資期間の変更等で「現実的には生産設備」との認識を持っているが、消耗品扱いになっています。京都府が率先して定置網への助成制度を実現し、国に、定置網を生産設備として位置づけるよう求めるべきではありませんか。定置網も漁船のリースと同様に、国の制度として、リース物件と補助制度の創設を働きかけるべきではありませんか。

さらに、浜の活力再生プランで、漁業は浜の再生、地域の経済的バックボーンとして位置づけられている。浜ごとの働き手の確保の問題はあるが、加工場支援、5つの市場機能を生かした強化策、産直を含めた消費拡大、魚価向上対策を含め、総合的な支援強化の検討が求められますがいかがでしょうか。

【農林水産部長・答弁】 京都府の漁業についてであります。定置網の更新等への支援につきまして、他県では震災で被災した定置網漁具の復旧に対する支援の事例があることは承知をいたしておりますが、京都府といたしましては、定置網漁業の経営は比較的安定をしていること、定置網漁具については日常的な手入れ作業が行われ、一般的には部分的な更新が計画的に行われるという類のものであること、耐用年数が3年という取扱いになっていることなど、投資や管理面において、漁船と同様の取り扱いが難しいことから、その更新に対しては融資で対応し、利子補給を実施しているところでございます。しかしながら、人口減少により水産物の将来的な需要見通しは楽観できない状況にもありますことから、国に対し、定置網の漁具資材についても助成対象とするよう、要望してきたところでございまして、引き続き政策提案を行ってまいります。

また、浜の活力再生プランにつきましては、京都府漁業協同組合が主体となって、高鮮度化やブランド化による市場価格の向上や、地元消費拡大などの取り組みを推進されておられます。さらに京都府では、鮮度の良さが求められるマーケットニーズを踏まえた商品開発など、6次産業化を進めるため、魚を取るという点につきましては、基幹産業である定置網漁業等で漁獲されるアジやイカなどを、一時的に飼育するためのいけすなどの設備導入を支援することで、需要量に応じ、いつでも新鮮な魚が出荷できる体制を構築いたします。商品開発の面では、府漁協の加工場に、魚を自動で3枚に下ろすことができるフィレ加工マシンを導入し、すでに導入されております高鮮度凍結機と合わせて活用することで、新鮮で高級な刺身用食材の提供、生食用カキの生産や加工品商品を開発。こうした食材を取り扱う料理店等、また海の京都DMOとも連携をいたしまして、京都産水産物取扱店として認定をいたします他、産地市場を拠点として、鮮魚や一次加工品の品ぞろえを充実し、これら店舗への安定供給を図るといっ

た、川上から川下まで一貫した施策にとりくむこととし、必要な予算を本議会をお願いしているところでございまして、今後とも府内漁業の振興に取り組んでまいります。

【教育長・答弁】 原田議員のご質問にお答えいたします。文化財の修復についてでございますが、国宝や重要文化財建造物の保存修理に対し交付される国庫補助金につきましては、所有者の要望に基づき所有者に交付されているものでございます。ご指摘の日光三社寺につきましては、現在平成の大修理に取り組まれており、ここ数年がピークであると伺っております。京都府におきましては、例年、所有者の要望に沿って交付決定されているところであり、今後とも所有者と連携し、補助金の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、新たに制度化することとしております暫定登録文化財につきましては、未指定の有形の文化財のうち、将来、府の指定や登録文化財となる可能性があるものを、文化財保護審議会の審議を経ずに登録しようとするものでございます。この暫定登録文化財のうち、緊急に保存修理が必要なものにつきましては、設計管理経費も含めて助成することとしており、あわせて消火器などの防災資器材の整備にも助成を行うことといたしております。従来の府指定登録文化財につきましても、新たに防災資器材整備に助成するとともに、保存修理に係る助成予算を倍増することといたしております。

また、同業組合などの保存修理事業への入札参加につきましては、実際に施工する企業の技術力が担保できるのかや、契約を確実に履行できる施工体制が確保できるのかなど、検討すべき課題が多いと考えております。府教育委員会では、技能者や後継者の育成を図るため、選定保存技術団体と連携いたしました研修や、保存修理事業を通じました日常的な技術指導を行っているところであり、今後とも、技能者や後継者を育成し、文化財保護に関する技術をしっかりと継承できるよう取り組んでまいります。

保存修理事業の複数年契約につきましては、事業の効率的な執行と、年間を通じた事業量の平準化を図るために導入するものであり、府が受託いたします保存修理事業のうち、一連の工事で、工程の都合上年度をまたぐもので、所有者のご理解が得られたものについて、来年度から実施してまいりたいと考えております。

【原田・指摘要望】 ご答弁をいただきました。水産については、ぜひですね、漁業の位置付けは、浜から見れば経済的にも地域の活性化にも、操業にかかわっているすべての人々の漁業振興であり、そのことを肝に銘じて、ぜひ漁網についてもしっかりと支援制度を作られるように強く求めておきたいと思います。

さらに文化財のかかわりですが、暫定登録文化財の新たな仕事起こし、技術集団を育成していくうえで、技術水準の維持は当然求められる課題ですけれども、そのなかで、技術水準は求められる課題ということで、文化財修復に関わる業界や同業組合、技能士会等の積極的な協力を得て、技術者の育成を目指すべきではないかというふうに思います。その点で、ぜひ、引き続き貴重な文化財の修復の推進が図れるようにご努力を求めて、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

以上

2月定例会 一般質問

前窪義由紀（日本共産党 宇治市）

2017年2月24日

北陸新幹線誘致ではなく、JR奈良線の整備、生活踏切対策こそ優先せよ

【前窪・質問】 日本共産党の前窪義由紀です。数点について、知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず、北陸新幹線延伸についてです。北陸新幹線の敦賀以西の延伸ルートが、本府が求めてきた「舞鶴ルート」ではなく、「小浜・京都ルート」に決定し、京都から新大阪間は今年度末までに決めるとしていきます。

北陸新幹線延伸計画に乗じて、知事を先頭に、元々の基本計画にさえない、「舞鶴ルート」と山陰新幹線との「共有区間」論を持ち出してまで誘致合戦が行われました。昨年3月に「北陸新幹線京都府北部ルート誘致促進同盟会総決起大会」、9月に「北陸新幹線南部ルート誘致促進同盟会設立総会」、10月には東京で合同の「総決起大会」が開催されるなど、「一大キャンペーン活動」が展開されてきました。

朝日新聞は社説で、「北陸や関西の財界からは早期着工を求める声は相次ぐが、あまりに前のめりだ。・・・国の財政状況は厳しく、社会保障をはじめ、多額の公費が求められる課題は多い。北陸新幹線の延伸を特に優先する必要はない」などと厳しく批判しました。

いま、急激に進む人口減少、高齢化の条件を考えれば、公共事業は、リニア新幹線や整備新幹線などの大型開発ではなく、多発する地震や水害などの防災対策、新幹線や在来線などの老朽化対策、地域の公共交通の維持・拡充などこそ急ぐべきです。今回のルート決定を受けて、依然として高度成長型の新幹線建設が必要なのか、それが地域の活性化と住民生活の向上に結びつくものなのか、改めて問われています。その議論抜きに自治体や地方経済界を巻き込み「舞鶴ルート」をあおってきた知事に反省はありませんか。お答え願います。

また、奈良県知事は「学研ルート」に対して、県内を約5km通過する部分の地元負担額を150億円と試算して「財政負担に見合うメリットはない」と拒否し、マスコミは京田辺・狛田地区が「新駅に浮上」と報じました。住民不在、場当たりの「南部ルート」案について、宇治商工会議所や井手商工会の幹部は、「それよりもJR奈良線の全線複線化を」と述べています。

JR奈良線や片町線などの並行在来線はどうなるのか、宇治市内など住宅密集地・文化財・酒どころ伏見などの地下水脈が走る地域をどう通すのか、花折断層、黄檗断層などの影響はどうかなど、問題は山積であります。どれ一つとっても、不透明であり、府民に説明すらありません。府民的議論も検証もないまま誘致運動を展開することは許せません。直ちに中止すべきではありませんか。いかがですか。

JR奈良線についてですが、恒常的なダイヤの乱れなど利用者にとって不安な路線となっています。現在、2023年までに3区間14kmの複線化事業が進められていますが、この早期完成と残る12.5kmの複線化こそ住民の願いであり、北陸新幹線よりもこうした在来線の整備こそ急ぐべきであります。

一方、複線化事業に伴い、昨年7月、宇治市内の黄檗～六地藏間にある「生活踏切」、JRは「勝手踏切」と言っていますが、5カ所一斉に廃止され、地域住民の通院、買い物など日常生活に欠かせない道路が遮断されてしまいました。

その後、地域の町内会の皆さんが、昨年10月、宇治市議会に提出された「生活踏切の機能を補完する措置を求める請願」が全会一致で採択され、宇治市もJRと協議を開始しました。本府としてもJRに対し、住民の立場で実現に向けて働きかけること。同時に、閉鎖される個所にあつては、迂回路となる府道京都宇治線に歩道を設置するなど安全対策を進めなければなりません。また、生活踏切は、京都市域、城陽市域、井手町域、合計5カ所残されていますが、地元の意見を踏まえ一方的な廃止をしないよう求めるべきと考えます。以上、お答え下さい。

【山田知事・答弁】前窪議員のご質問にお答えいたします。公共事業につきましては、これまでから府民生活の安心安全の確保を最優先に進めてきておりまして、来年度当初予算におきましても、由良川や桂川や四ノ宮川などの緊急治水対策、そして交流促進や安全強化につながる生活道路の整備、また緊急輸送道路の沿道建築物の耐震対策、バリアフリーなどの鉄道安全対策などに重点をお願いしたところであります。しかし行政は同時に20年先30年先のことも考えて行動すべきだと思います。

いろいろおっしゃいましたけれども、逆に北陸新幹線、本当に北陸の人にとって悲願でありました。北陸の知事さんたちが本当に京都に早く通してくれというふうにお願いをされておりました。私たちはやっぱりこの北陸の人の思いをどうするのかということを考えていかなければならないと思います。

また、東海・東南海・南海の地震が迫っております。東海道新幹線という大動脈が止まった時に、本当に日本はどうするのでしょうか。こういう国家的な見地からも安心安全のことは考えなくてよろしいのでしょうか。

また、北陸が東京と直結したことで、北陸が首都圏になり、関西自身が地盤沈下をしております。そ

の中で関西の府県ですとか、経済界が一致して早く関西まで結んでほしいという願いを出されております。こうしたことには全く考えなくてよろしいのでしょうか。舞鶴の人たちが、北部の人たちが交通の不便のためにいかに不利益を被ってきたのか。その人達が一致して、未来のために新幹線をと願う気持ちというのは、全く無視すべきなのでしょうか。そしてそこから、山陰新幹線へという鳥取や島根の人たちの思いというのは、どう受け止められるのでしょうか。私は、前窪議員の話というのは、確かに交通基盤の恵まれた、そこにいらっしゃる都会の方の考え方のような気がしてなりません。そして今、九州新幹線や北陸新幹線の開業で、交流人口の拡大や設備投資など地域経済の活性化効果も着実に上がっております。私どもはこうした効果もしっかりと見ていく必要があるというふうに思っております、そうした面から、これからもしっかりと北陸新幹線の整備に向けて歩みを進めてまいりたいと考えております。

なお、並行在来線は、新幹線整備区間と並行する形で運行する在来線鉄道でありますから、京都～新大阪間を並行する在来線は、本来東海道本線であります。従いまして、奈良線は該当はいたしません。京都～新大阪につきましては、今年度中に「北まわり」か「南まわり」かが決定される予定でありますけれども、具体的なルートや工法、そして詳細調査、環境影響評価が来年度からやられていかれるということになっておりますので、環境面の配慮などいろいろな問題があるのも事実でありますので、地域の発展や活性化などとバランスのとれた計画となるよう、府としては配慮すべき点を整理して国に伝えてまいりたいと考えております。

「南部ルート」につきましては、国土交通省において追加調査が実施されているところでありまして、できる限り私どもは、もちろん府民生活の影響も配慮しながら、一番いいルートを決めていただきたいというふうに思っております。ただ、「北まわり」ルートでは、府域の受益はほとんど、全くないと言ってもいいんじゃないかなというふうなルートでございまして、南部地域の12市町村の皆さんが「南まわり」ルートの誘致促進同盟会を結成されて、地域の発展のために一生懸命活動されている。私どもはそういった地域の声を踏まえて、この府民の議論の上に立って、国に対してルートの「南まわり」を求めていきたいというふうに思います。

奈良線の整備についてでありますけれども、全線複線化を目指すことを前提として、現在35年の開業を目指し、第二区間の事業に取り組んでいるところでありまして、JR藤森～宇治区間など、14キロの区間において事業が実施されております。しかしJRは、この地域の人口が増えたり、もっと人が乗ることがなければ、それ以上はできないというのがJRの立場であります。このため私どもは、まさに新名神、城陽の山砂利跡地の開発ですとか、北陸新幹線等高速鉄道網等、奈良線などの在来線の地域交通網の一体的なネットワークの構築によって、地域自身がこれから未来に向かって明るい地域ですよということを訴えていかなければ、なかなか実現するのが難しいのが、これがJRとも当たってきた私どもの素直な実感であります。その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【建設交通部長・答弁】宇治市内の生活踏切等の封鎖につきましては、従前から宇治市とJR西日本において協議がされており、地域住民の安全確保を第一に、今回の複線化工事着手を機に封鎖されたものでございます。その上で、災害時の住民避難や高齢者や身体障害者等の日常生活への影響を懸念する請願の趣旨も踏まえまして、安全な歩行環境を整えるため、府としても、既に始まっている宇治市とJR西日本の協議が円滑に進むように協力をしてまいりたいと考えております。

生活踏切等が封鎖される区間の府道京都宇治線につきましては、一部片側の箇所はございますが、1m～2m低度の歩道を整備済みでございます。ただ、本年度から地元要望を踏まえまして、歩道の拡幅、横断歩道及び信号機の設置を実施しているところでございます。今後とも宇治市と調整しながら、歩行者利用の多い交差点、病院及び小学校周辺等を優先して、歩道等の安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

その他の生活踏切等につきましては、沿線市町村とJR西日本との間で協議がなされてきておりまして、府としても利用実態を踏まえ、府・JR西日本・沿線市町村による複線化事業の連絡調整会議も活用しながら、対応策の実現に向けて協力してまいりたいと考えております。

【前窪・再質問】 答弁いただきました。「南部ルート」についてですけれども、京都～大阪間には現在でも東海道新幹線、東海道線、阪急線、京阪線、それから奈良方面へはJR奈良線、近鉄線があります。仮にですね、「南部ルート」ができたとしても、京都府民が一体どれだけ利用するのかというのがあります。人口減少や高齢化も本格的に進む中、国と地方の借金1000兆円を超えているんですよ。整備新幹線となりますと、国・地方の借金をさらに膨らませるということになるわけです。特にですね、「南部ルート」については、二重投資とも言える、こういう建設ではないかと思いますが、知事のお考えはどうでしょうか。

また、鉄道関連の年間予算が約1000億円ありますが、その7割を超えるお金がですね、整備新幹線に使われております。ローカル線廃止が相次いで、在来線ですね、ホームドア設置等バリアフリー化もなかなか進まない、こういう状況もあります。そういった状況のもとで、新幹線ありきということで誘致運動に突き進む。こういうことに知事は疑問を感じませんか。再答弁をお願いいたします。

【知事・再答弁】 たぶん交通網というのは、様々な段階のレベルのですね、つまり鉄道であれば基幹となる整備新幹線、そして生活するもの、こうしたものが上手く連携して初めて効果を表すんだと思います。例えば今回、新名神出来上がってまいります。そうすると、宇治木屋線ですとか、宇治田原のバイパス、この通行量がやっぱり確保されてくる。それによって、便利な連絡道路ができてくる。毛細血管だけつくってもですね、これは非常にやっぱり詰まってしまうんですね。ですから今回の「南まわり」の新幹線の一つの大きな目的というのは、既存の生活路線とのネットワーク化を図っていく、そういうものを「南まわり」のどこにつくってはどうか。それによって、京都南部自身を交通のハブにしていこうじゃないかという大きな発想を持って行われているものでありますので、そうしたビジョンというものをも十分に私どもは考えていかないと、単なるビジョンなき交通網になってしまうと、本当の面での交通網が生かせないんじゃないかなというふうに私は思っております。

【前窪・指摘】 新幹線の問題についてはですね、様々な府民的意見もありますし、また財政的にも問題があるということは明らかであります。そういう点でですね、我田引鉄というように揶揄されているわけですから、旧態依然としたですね、北陸新幹線誘致、南部誘致、こういった活動にですね、力を注ぐということは辞めた方がよいと、指摘をしておきたいと思っております。

新名神開通を口実にした山砂利採取跡地の再開発は大問題

——保安林回復、産廃撤去、地下水汚染対策など、本来の役割を果たせ

【前窪】 次に、城陽市の東部丘陵地整備計画について伺います。

城陽市の東部丘陵地約420ha、市面積の13%を占める広大な山砂利採取跡地に大規模な開発が計画されています。新名神にスマートインター設置の可能性が高まり、周辺の道路整備なども計画され、「公害の山が宝の山になる」とばかりに開発の動きが強まっています。府の「東部丘陵地等あり方検討会」は、先行整備地区として、長池地区27haにアウトレットモールなど大規模商業施設、青谷地区41haに物流拠点を誘導する方針を示しました。

山砂利採取は、1970年の大阪万博などが引き金となり一挙に進み、大規模に森林が破壊されました。今度もその跡地を巡って、大規模な呼び込み型開発が行われようとしています。地元中小企業、商店の振興、住民が暮らし続けられる地域づくりなどを置き去りに、かつてのような財界・大企業の儲け本位の開発にしてはなりません。強く求め質問に移ります。

山砂利採取業者が違法伐採した保安林や、不法に搬入した産廃問題などが未解決のまま残されている問題です。山砂利採取区域には、保安林83.7haが含まれていますが、その内約45.8haが過去に山砂利採取9業者によって違法伐採され、いまでも約20ha復旧されず、先行整備地区にも約3ha残されています。本府は、新名神の側道や先行整備地区にある保安林について、復旧が原則だが公共的なものに使ってい

くことについて例外もあるとしています。

そもそも保安林は、森林の伐採などを規制することによって保護するもので、その解除は抑制的に対応すべきものとされています。林野庁は、森林法にもとづき、「転用を目的とする解除」に当たっては、「直接の利害関係を有する者の同意を得ているか又は得ることができると認められる」ことを条件としております。この保安林は、土砂流出防備保安林であり、解除に直接の利害関係を有する下流域に住む住民の同意は不可欠であります。違法伐採を不問に付し、開発ありきで保安林解除を進めようとするのは、これまでの違法行為を容認することにほかなりません。法令遵守を徹底すべきではありませんか。いかがですか。

また、山砂利採取後の埋め戻しとして、2004年3月から1年以上にわたり、10トンダンプ約16300台の再生土が搬入されました。本府は、そのうち約3000台分を産廃と判断し、業者を刑事告発する一方、回復措置は、覆土方針を打ち出しました。その後、市民の反対、城陽市・市議会などの意向をうけ、業者による自主撤去としました。

そもそも、山砂利採取地内には、産業廃棄物搬入は禁止されており、これは府・市・山砂利採取業者間でも確認されていたもので、市民への約束です。不法と知りながら儲けのために搬入した業者と、これを見逃した行政の責任は重大です。

また、産廃と判断した3000台分の内、先行整備2地区にはそれぞれ1000台分が搬入されています。自主撤去方針を掲げてから10年以上になりますが、現在まで撤去されたのは僅か456台です。今回、新名神と一体の開発を前提として、自主撤去から覆土方針に転換することはあまりにもご都合主義であります。業者と行政が自らの責任を棚上げして、開発のチャンス到来とばかりに突き進むことは問題であります。住民との合意形成こそ必要ではありませんか。お答えください。

さらに、城陽市の上水道の8割が地下水、2割が府営水ですが、その市営水道の水源ともいえる山砂利採取地等から、水銀やヒ素が検出されていることも問題です。府・市・業者でつくる整備公社では、埋戻し区域内での地下水のモニタリング調査・監視を、公社設置井戸3カ所、事業所内4カ所で実施していますが、ヒ素の検出は平成17年に2カ所で環境基準を超え、その内1カ所で検出が続いています。水銀の検出は、平成18年に1カ所、平成23年に1カ所で検出され、現在1カ所で検出が続いています。

しかし、本府はいずれも「自然由来」という専門家の意見を口実にして、汚染原因の調査の方針は持っておりません。市営水道の取水井戸から環境基準を上回る水銀が検出され、取水停止していることもあり、これらの汚染が産廃などを含む埋め立てに使われた搬入土と関係がないかどうか、その原因を究明し対策を検討すべきであります。

「市民の飲み水に影響はない」、「自然由来の可能性が高い」などと断定し、安心安全の水道水を求める市民の声を聴かず放置することは許されません。いかがですか。

実効性のあるアスベスト飛散対策の強化を

【前置】次に、アスベストの被災者救済、再発防止対策について伺います。

日本では約1000万トンのアスベストが輸入され、その約8割が建設資材として使用されました。建設作業従事者は、アスベストの危険性を知らされないまま、建材の切断や吹き付け作業に従事し被災いたしました。30～40年を経て、中皮腫・肺がん・石綿肺などの重い疾患が相次いでいます。被害は毎年数千人規模で発生し続け、今後も建物の解体、震災時の瓦礫処理などに伴い、新たなアスベスト被害が労働者や住民に広がる恐れがあります。

被災者や遺族は、全国で国や建材メーカーを相手に裁判に訴え、被害の救済と再発防止を求めています。これまで東京・大阪・福岡での国責任を認める地裁判決に続き、昨年1月には、京都の第一陣の提訴に対し、初めて企業の責任を一部認める判決が出ました。本年1月24日には、第二陣の提訴も行われています。

本府議会は、2015年12月定例会で、「建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書」を全会一致で採択いたしました。第一陣原告の被害者や遺族28人のうち、すでに11人が亡くなるなど、その解決は一刻の猶予もなく、国と企業の責任は重大です。本府としても、被害者の悲痛な声

に寄り添って、石綿救済法の抜本改正など被害者の早期救済、アスベスト曝露・飛散対策の強化について、国に強く働きかけることを強く求めておきます。

私はこれまで、一般質問などで本府のアスベスト対策の強化を求めてきましたが、その後の取り組みについて伺います。本府は、民間建築物のレベル1とされている吹付けアスベストの使用の有無について、1000㎡以上の建築物約7000件にアンケート調査を実施しておりますが、約950件が未報告。使用が確認された510件の内、未対応は225件となっています。未報告や未対応への対策をどうされますか。また、1000㎡以下の建築物、レベル2、レベル3の建築物のアスベスト使用の有無の確認、解体時のアスベスト飛散防備対策について、どうされますか。

知事は、国にレベル3の建材についても規制の対象となるよう働きかけると答弁してきましたが、本府としても条例に位置付けるなど規制の対象にすべきではありませんか。さらに、建設リサイクル法による事前調査、事後措置については、解体時の事前届け出に、吹き付けアスベストや含有建材の有無を書く欄があるということですが、確認はどうされていますか。現場確認を実施するなど、申請者への指導の強化が必要ではありませんか。以上、お答え下さい。

八幡市で、新名神の建設工事に伴い、アスベストを使用している物流倉庫が解体されます。当初「アスベストは含んでいない」としていましたが、昨年9月、周辺住民の指摘を受け、一転アスベストの使用が判明しました。周辺住民らは、ネクスコ西日本や解体工事を行う熊谷組に対して、「高さ30メートルもある巨大な建物、万全の飛散対策をとってほしい」と求めております。

今回は、解体前に住民説明会など急きょ対応されていますが、今後に向けても見落としや分析ミスのない対策が必要であります。この倉庫については、本府への報告、届け出はどのようにされていますか。住民の声をしっかり受け止め、ネクスコや解体業者への指導をすべきではありませんか。お答え下さい。

この問題の最後に、民間建築物の解体について、京都市は含有調査に上限25万円、除去等に上限100万円の補助金制度を作っています。委員会では、「京都市では、補助金以外にもかなり粘り強い指導をして効果が出ていると理解している」などと答弁されましたが、効果について認識しているのであれば、本府としても補助金制度の実施など、アスベスト飛散防止対策の効果ある対策を打ち出すべきと考えますが、いかがですか。

【環境部長・答弁】山砂利採取地の再生土問題についてであります。再生土の安全性につきましては、平成19年3月に京都府が設置いたしました再生土問題に関する検証委員会で十分な検証が行われ、その安全性が確認されているところでございます。他方、城陽市においては、平成35年度の新名神高速道路供用開始に向けて、東部丘陵地の整備計画の見直しを行うため、平成27年4月に、学識経験者や地権者、関係団体等からなる城陽市東部丘陵地整備計画見直し検討会を設置し、従前、城陽市において搬出を行うこととされていた再生土の取り扱いについて、改めてその処理方針を議論され、城陽市議会のご賛同も得て、覆土を基本とすることとされたところでございます。城陽市における当該見直し検討会においては、京都府の検証委員会で、既に再生土の安全性が確認されていること、及び今後の搬入に当たって厳しい措置がとられていることを前提に、一つには平成27年9月に再度安全性の検証を行い、その検証結果においても、環境基準を全て満たしていることが確認されたこと、さらに城陽市が城陽市東部丘陵地のまちづくり条例を制定することとしており、将来にわたって、計画的で環境に配慮したまちづくりを進めていく仕組みが構築されていることなどから、全委員の賛同が得られ、今後の基盤整備にともない掘り起こされた再生土については、近畿砂利共同組合の負担において撤去を行うこと、また掘り起こす必要がない再生土については、現状通り覆土とする方針が示されたところでございます。

京都府といたしましては、再生土の安全性が改めて評価されていることなどから、今回の城陽市の処理方針を尊重し、今後とも城陽市等と連携し、適正な埋め戻し対策はもとより、府南部地域の発展につながる環境に配慮したまちづくりにしっかり取り組んでまいります。

次に、山砂利採取地の地下水問題についてでございますが、城陽山砂利採取地整備公社では、これまでも毎年四半期ごとに採取地内7カ所で地下水の水質検査を実施し、その調査結果を公表しているところでございます。専門家や城陽山砂利採取地整備公社、城陽市、府等からなる土壌・地下水の保全に

係る審議会では、この調査結果に基づき、地下水への影響の分析や評価を行っています。ヒ素やホウ素につきましては自然由来と考えられ、地下水の外部ろうえいも確認されており特に問題はないこと、また水銀についても、検出濃度が小さく外部に与える影響も無視できる範囲であることなどから、地下水の安全性が確認されています。

また、城陽市の水道水につきましては、城陽市において、浄水はもとより、水道法で義務づけられていない原水につきましても、毎月定期的に水質検査を実施し、その検査結果を公表しておりますが、いずれも水道水の水質基準を満たしており、安全な水道水が供給されているところでございます。

京都府といたしましては、今後とも城陽市や城陽山砂利採取地整備公社といっそう連携を図り、地下水への影響に対する市民の不安に的確に対応できるよう、継続的なモニタリングの実施を指導するなど、引き続きしっかり監視してまいります。

次に、アスベストの対策についてでございますが、これまでからお答えしております通り、レベル3の建材につきましては、通常の使用状態ではアスベスト粉塵の飛散はほとんどなく、また、除去作業時においても飛散の程度は少ないとされております。このため環境省では、現在建築物等の解体作業中に、具体的にどの程度飛散するのか、またどのような飛散対策が有効であるのかなどについて、学識者を交えて調査検討が進められているところでございます。

京都府といたしましては、こうした国の調査・検討状況をしっかり把握し、速やかに法整備がなされるよう、全国知事会を通じて国に強く働きかけているところでございます。

次に、新名神高速道路の建設工事に伴う八幡市内の物流倉庫の解体工事についてでございますが、本年1月31日、倉庫の所有者から山城北土木事務所に対し、建設リサイクル法に基づく分別解体等の計画等に関する届出書が提出されたところでございます。届け出を受理する際に、所有者からレベル3の建材の使用がある旨の報告を受けたことから、山城北保健所において、解体工事の業者等に対して、散水して建材を浸潤させたうえで手作業により取り外すこと、またレベル3の建材と他の廃棄物を分別して保管することなど、国の建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル、レベル3の建材撤去における飛散防止対策を指導したところでございます。さらに今後、解体工事が行われる際には、山城北保健所が立ち入り検査を実施し、アスベストの飛散防止対策や撤去状況を詳細に確認するなど、被害発生の未然防止にしっかり取り組んでまいります。

【農林水産部長・答弁】 城陽市東部丘陵地の山砂利採取地におきます保安林についてでございますが、転用に係る保安林の解除に当たりましては、森林法に基づき、転用面積の規模、事業計画の具体性や確実性、利害関係者の同意、保安林機能の代替する施設の設置等の条件を満たす等の条件がありますことから、こうした法的な手続きを進めるためには、違法状態の解消が前提となりますので、埋め戻しや緑化など、違法状態の解消を厳しく求めてきたところであります。その結果全体の62%は緑化措置等が完了したところでございますが、残る区域につきましても、早期の復旧を引き続き強く指導し、法令順守を徹底させてまいります。

【建設交通部長・答弁】 民間建築物のアスベストについてでございますが、国土交通省は平成17年度に1000㎡以上の建築物の所有者に、飛散性が著しく高いとされたレベル1の吹き付けアスベスト等の使用の有無を調査し、府は自主点検や必要な改善を促すため、国と協力して、毎年フォローアップ調査を実施しているところでございます。

京都府では、平成17年度に吹き付けアスベストがある建築物が442件見つかри、これらの所有者に文書の送付や定期報告制度等を活用した個別指導を行い、未報告件数は、平成17年の3543件から平成28年で678件まで減少し、この1年で272件減少したところでございます。未報告者や未対応者には、引き続き対策の必要性や調査方法等を粘り強く指導をしていきたいと考えております。

1000㎡以下の建築物、レベル2・レベル3のアスベストにつきましては、解体時に各種法令で調査や除去等の対象となっておりますので、各法令に則った適切な対応を指導しているところでございます。

次に、建設リサイクル法では、床面積80㎡以上の建築物を解体する場合に、分別解体の計画を7日前

までに土木事務所に届け出ることとされております。その届け出書には、コンクリートや木材等の建材に付着するアスベストの有無も記載することとされております。土木事務所では、この記載の有無を確認し、届け出の中で付着物の記載のあった建築物について、飛散防止対策や労働環境の保全に関する関係法令を所管する保健所や労働基準監督署と、協議するよう指導しているところでございます。

現場確認につきましては、5月と10月に全土木事務所で一斉にリサイクルパトロールを行っております。届け出から抽出した箇所の現地調査を、保健所等の関係機関と合同で実施し、アスベスト等の取扱について指導しております。引き続き関係機関が連携してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、民間建築物の解体の支援制度につきましては、国の補助制度が創設された当時の平成18年に市町村と相談をいたしました。希望がございまして、必要な金額が調達できる融資制度が適切と判断をいたしまして、京都府では融資制度を活用して対応しているところでございます。

まずは、未報告の建築物を着実に減らす努力を行い、建築物の所有者には、粘り強くアスベストの対策の必要性を要請していくとともに、自主的な点検や改善を促すだけでは難しい面もあることから、国に対しても引き続き実行性の高い対策を求めてまいりたいと考えております。

【前窪・再質問】山砂利問題について、再質問いたします。本府の木津川運動公園の入口の井戸で、12年に基準の5倍以上の水銀が検出されております。保健所はこの周辺井戸11カ所を追跡調査しました。その中の井戸からは、15倍から25倍の水銀が検出されました。現在公園入口の井戸は廃止されております。整備公社で審議会つくってやっているということなんです。この審議会のこの汚染の検証なんですけれども、自然由来の可能性が高いという推定をしているというだけでありまして、原因の特定とか究明とかやる調査はやられていないというふうに思いますので、私は京都府でしっかりやってほしいと思います。砂利採取業者も構成員となっている公社任せで良いのかということなんです。第三者の専門家による地下水汚染の原因究明など、対策が必要だと思います。城陽の浄水場も1カ所、水銀が出てきて停止しているわけですから、しっかりやっていただきたい。この点は再質問しておきたいと思いません。

アスベスト問題では、大阪府では条例にですね、アスベストのレベル3建材についても発注者に事前届けなど義務づけ、立ち入り検査の実施も盛り込んで規制強化に乗り出しています。兵庫県も同様の条例を制定しております。八幡市の物流倉庫の解体現場は、大阪の枚方市との境界にあります。この倉庫に隣接する大きな別の倉庫の解体も、新名神の取り付け、京都府道の建設に伴い予定されております。こうした建築物の解体が今後さらに増えることから、大阪府や兵庫県などの条例を参考にして、本府でも早急にレベル3も含む規制を条例に盛り込むべきでないかと考えますが、この点についても再答弁をお願いします。

そして、先程産廃搬入したけれども、検査したら環境基準満たしているということですが、環境基準満たしていたら産廃は搬入してもいいんですか。この点についても再答弁をお願いします。

以上ですね、時間が来ましたので、私の質問は終わらせていただきます。いずれにしても、安心安全を守っていくということで、山砂利問題、アスベスト問題、今後も予算委員会等で対応を求めていきたいと思っております。ご静聴ありがとうございました。

【環境部長・再答弁】山砂利採取地の地下水の問題でありますけれども、先程お答えさせていただきました通り、現在専門家の方や整備公社、城陽市、京都府も一緒になって、土壌、地下水の保全に係る審議会を設けておりまして、その中でしっかりと引き続き分析、評価をしております。今後ともですね、市民の皆さん方の地下水の影響に対する不安につきましては、適格に対応できますように、継続的にモニタリングを実施することによりまして、監視を強化することで、さらにですね、安心安全を進めてまいりたいと考えております。

また、アスベストのレベル3につきましてはですね、先程ご答弁させていただきましたけれども、飛散の状況等はですね、まだ少ないと言われておりますので、現在国におきまして、環境省でございませ

けれども、具体的なそういった対策ですとか、下の状況、こういったことをですね、現在、学識経験者交えまして調査、検討進められております。私ども、手戻りするわけにはいきませんので、こういった国の調査検討を十分見極めまして、国の方に法整備を一刻も早くするように今後とも強く働きかけてまいりたい、このように考えております。

産業廃棄物の基準を満たしていたら搬入して良いのかということですが、今後ともですね、厳しい規制措置をとることによってですね、しっかり対策をとってまいりたい、このように考えております。

【他会派の一般質問項目】

2月22日

■能勢昌博（自民・長岡京市及び乙訓郡）

1. 発達障害児の支援体制について
2. 特殊詐欺について
3. 自転車保険加入義務化と自転車の安全運転について
4. 通学路の安全対策について

■山口 勝（公明・京都市伏見区）

1. 府民の健康を守る施策の推進について
(1)糖尿病対策について
(2)アレルギー疾患対策について
(3)歯と口の健康について
2. 教育問題について

■中村正孝（自民・亀岡市）

1. 障害者の雇用支援について
2. 農業振興について
3. 地域医療ビジョンについて

■田中美貴子（民進・宇治市及び久世郡）

1. 輝く女性の活躍について
2. 子育てピアサポートについて
3. お茶の京都について

■本田太郎（自民・宮津市及び与謝郡）

1. 子育て支援策について
2. 丹後ちりめん創業 300 年の取組について
3. 民泊と観光推進について
4. 認知症にやさしいまちづくりについて

2月23日

■片山誠治（自民・南丹市及び船井郡）

1. 府政運営について
2. 鳥獣被害対策について

■村井 弘（自民・宇治市及び久世郡）

1. 経済対策について
2. 天ヶ瀬ダムと桂川の整備について
3. 京都学について

■酒井常雄（民進・城陽市）

1. 地球温暖化防止対策について
2. 山腹崩壊と土砂災害対策について
3. 農業の課題について

■池田正義（自民・舞鶴市）

1. 府庁機能の移転について
2. 外航クルーズ客船の増加への対応について
3. 不登校の児童生徒が学ぶ民間施設について

2月24日

■小原舞（民進・舞鶴市）

1. 戦略拠点としての京都舞鶴港振興について
2. 豊かな森を育てる府民税と減災対策について
3. 鳥獣被害対策について
4. 働き方改革とキャリア教育について

■兎本和久（自民・木津川市及び相楽郡）

1. 山城南部地域における道路整備について
2. 山城南圏域の医療体制について
3. 山城地域における中高一貫教育について

■上倉淑敬（維新・伏見区）

1. 行政課題への取り組みについて
2. 府営住宅と自治会について
3. 映画等の撮影誘致について